

## 中国会計・税務実務ニュースレター

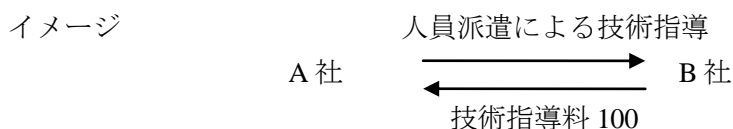
### 今回のテーマ： 中国から技術指導料を受取る場合の増値税課税関係

最近、日本企業から、中国上海より受け取る技術指導料に係る中国の税金が高くなったとの相談を多く受けます。その背景として、2012年1月1日より上海市において、営業税の課税対象であった一部のサービス業に対し、営業税から増値税に移行する税制改正(以下、増値税改革という)が行われたことがあります。

ここで、増値税改革の前後における中国の課税関係を事例で解説します。

#### 1. 事例の前提

日本法人 A 社が上海法人 B 社に人員の派遣を伴う技術指導を行うことによって、上海法人 B 社から技術指導料(100)を受取っています。昨年末までは5%の営業税<sup>1</sup>が課税されていましたが、増値税改革に伴い6%の増値税が課税されることとなりました。



A 社の増値税改革前後の会計処理が次のように行われていたものとします：

2011年以前 (5%の営業税課税対象)	2012年以降 (6%の増値税課税対象)
借：現預金 95    貸：技術指導収入 100 租税公課 5 <sup>2</sup>	借：現預金 94    貸：技術指導収入 100 租税公課 6

#### 2. 営業税と増値税の違い

現行中国の営業税および増値税の概要を次のとおりです：

	営業税	増値税
納税義務者	中国国内で課税役務（交通運輸業・サービス業・金融保険業・娯楽業）の提供、無形資産の譲渡および不動産の販売を行う団体と個人	中国国内で物品の販売・輸出入または加工、修理、補修役務を提供する団体と個人
税額計算	売上高×税率(サービス業の場合5%)	売上に係る増値税額-仕入に係る増値税額

上記のように、営業税と増値税の違いは、課税対象だけでなく、税金の仕組みも異なります。増値税は商品またはサービスの価額に上乘せされ、最終消費者に負担させる仕組みとなっており、生産・流通の各段階で二重三重に税がかからないように、仕入税額控除も認められています。一方、営業税は課税売上に対して課税される仕組みとなっており、仕入税額控除もないため、役務を提供する者が支払い、課税関係が完了します。

<sup>1</sup> 中国から技術指導料を受け取る場合には、営業税以外に、営業税付加および企業所得税も課税されますが、本稿では営業税以外の税金を考慮しないものとします。

<sup>2</sup> 日本法人 A 社が中国における関連税金を負担するという前提の契約で、同社は中国に恒久的施設のない外国法人であるため、上海法人 B 社がその源泉徴収義務者として営業税などの税金を納付することになります。

### 3. A社の対応策

上記2で説明したように、増値税は商品またはサービスを提供する企業が最終消費者から預かる、いわゆる「仮受」の税金であることから、A社が増値税を費用とした会計処理は誤りということになります。A社における正しい会計処理は次の通りです：

誤	正
借：現預金 94      貸：技術指導収入 100 租税公課 6	借：現預金 100      貸：技術指導収入 94 仮受増値税 6 借：仮受増値税 6    貸：現預金 6 <sup>3</sup>

一方、B社はA社に支払った増値税金額(仮払増値税)をもって、B社の売上に係る増値税から控除することができます。つまり、B社は増値税を次の消費者に転嫁できるにもかかわらず、A社の技術指導料から控除しており、A社にとって不利な取引となっています。

そこで、A社が技術指導料に増値税を上乗せしB社に請求できるよう、技術指導契約を改める必要があります。

#### お見逃しなく！

2012年1月1日から施行された増値税改革は、地域を上海に限定し、改正業種も交通運輸業および一部サービス業に限定されています。今年7月に北京でも試行されることが明らかになり、その後天津、重慶、江蘇および深センなどの地域に、2015年までには全国範囲において増値税改革が実施されると見込まれます。また、適用業種も建設業、金融保険業、郵便通信業等の産業まで拡大すると想定されます。

<sup>3</sup> A社は仮受増値税を中国の税務局に納付しなければなりません。A社は中国に恒久的施設のない外国法人であるため、上海法人B社はA社から増値税を源泉徴収し、納付することになります。